

標 識

下記の特定空家等の所有者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第3項の規定に基づき措置をとることを、令和8年7月22日付け門環第120号により命ぜられています。

記

1 対象となる特定空家等

所在地 門川町本町二丁目47番地

用 途 店舗

所有者の住所及び氏名 門川町本町二丁目47番地 中野 なつ子

2 措置の内容

建物の破損、腐食した構造部材の補修又は除却、並びに屋根葺き材、軒、外壁材及び2階床が落下しないように補修又は除却すること。また、特定空家等の除却により発生する動産等を措置の期限までに関係法令に従って適切に処理すること。

3 命ずるに至った事由

建物の構造部材、屋根葺き材、軒、外壁材及び2階床が腐食により脱落して隣家の住民及び前面道路の通行人に危害が及ぶ危険性があり、法第2条第2項の「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」に該当すると認められるため。

4 命令の責任者 門川町長 山室 浩二

5 措置の期限 令和8年9月30日